

改正

平成29年4月26日告示第130号

平成31年4月5日告示第145号

令和元年9月27日告示第132号

令和4年3月29日告示第94号

令和7年3月28日告示第132号

鴻巣市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の13の規定に基づき落札候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）の決定を保留することとした入札に係る調査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 入札金額が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であるかどうか調査することをいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (4) 監督員 鴻巣市工事監督要綱（平成15年7月4日市長決裁）第2条の監督員をいう。
- (5) 入札執行者 入札事務を所掌する部長又は部長が指名した者をいう。
- (6) 直接工事費 予定価格の算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (7) 共通仮設費 予定価格の算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (8) 現場管理費 予定価格の算出の基礎となった現場管理費をいう。
- (9) 一般管理費 予定価格の算出の基礎となった一般管理費をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、次に掲げる入札とする。

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。次条及び第5条において同じ。）が5,000万円を超える入札

(2) 総合評価方式による入札

2 前項の規定にかかわらず、鴻巣市工事等指名業者選考委員会規則（昭和53年鴻巣市規則第12号）第1条の鴻巣市工事等指名業者選考委員会において指定した入札については、この限りでない。

（調査基準価格の設定）

第4条 調査基準価格は、次に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じた額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が次の各号に掲げる区分に該当する場合の調査基準価格は、当該各号に定める方法により算出した額とする。

(1) 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を超える場合 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額

(2) 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額までの範囲内で調査基準価格を定めることができる。

（失格基準価格の設定）

第5条 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ

れを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (2) 共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により調査基準価格を定めた場合の失格基準価格は、当該調査基準価格から100分の110を除いて得た額に、前項の規定により算出した失格基準価格を前条第1項の規定により算出した調査基準価格で除して得た割合(その割合に小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下第5位を四捨五入した割合)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により調査基準価格を定めた場合の失格基準価格は、当該調査基準価格を下回り、かつ、予定価格に10分の7を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額を下回らない範囲で、市長が定めた額とする。

(入札前の周知)

第6条 入札執行者は、低入札価格調査を実施する入札により請負契約を締結しようとするときは、鴻巣市契約規則(昭和39年鴻巣市規則第6号)第2条の公告又は鴻巣市指名競争入札執行要綱(平成28年鴻巣市告示第86号)第3条の規定による通知に調査基準価格及び失格基準価格を定める入札である旨を記載するとともに、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、必要な措置を行う場合がある旨を周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札参加者に対して、調査基準価格を下回り失格基準価格以上の価格で入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「調査対象入札者」という。)及びその入札価格を告げ、当該入札を保留することを宣言し、調査対象入札者に対して低入札価格調査を行った後に落札者等を決定することを告げて入札を終了する。

2 前項の場合において、失格基準価格を下回る価格をもって行われた入札は、失格とする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 入札執行者は、前条第1項の規定により低入札価格調査を行う場合は、直ちに調査対象入札者に対し、低入札価格調査通知書（様式第1号）により通知しなければならない。この場合において、事情聴取等が必要な場合は、これに協力するよう求めるものとする。

2 調査対象入札者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（鴻巣市の休日を定める条例（平成2年鴻巣市条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）に次に掲げる書類を入札執行者に提出しなければならない。

- (1) 積算理由等申出書（様式第2号）
- (2) 直接工事費に係る内訳書（様式第3号）
- (3) 共通仮設費に係る内訳書（様式第4号）
- (4) 手持ち工事等の状況（様式第5号）
- (5) 労務者の確保計画（様式第6号）
- (6) 下請負契約（1次）の予定（様式第7号）
- (7) 過去に施工した公共工事の成績（様式第8号）
- (8) 手持ち資材の状況（様式第9号）
- (9) 資材調達先及び入札者との関係（様式第10号）
- (10) 誓約書（様式第11号）

3 入札執行者は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、直ちに事業を主管する課等の長（以下「事業主管課長」という。）に対し、低入札価格調査依頼書（様式第12号）により、その内容について調査を依頼するものとする。

4 事業主管課長は、第2項の規定による書類の提出期限の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に提出書類の審査を行い、低入札価格調査報告書（様式第13号）により入札執行者に報告するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、関係者に事情聴取等を行うものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第9条 低入札価格調査の審査を行うため、鴻巣市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会の運営については、鴻巣市工事等指名業者選考委員会規則第3条から第6条までの規定を準用する。

(調査委員会による審査)

第10条 入札執行者は、事業主管課長から低入札価格調査報告書により報告を受けたときは、直ちに低入札価格調査審査依頼書（様式第14号）により調査委員会に低入札価格調査の審査を依頼するものとする。

2 調査委員会は、前項の依頼があったときは、4日以内（休日等を除く。）に審査を行うものとする。

3 調査委員会の委員長は、調査委員会の審査の結果について、直ちに低入札価格調査審査結果書（様式第15号）により市長に報告するものとする。

（調査対象入札者を落札者等としない場合）

第11条 調査対象入札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、落札者等としないものとする。

（1） 調査対象入札者が、第8条に定める低入札価格調査に協力しない場合

（2） 第8条第2項に掲げる書類を調査した結果、次のいずれかに該当する場合

ア 積算内訳の算出根拠が適正でない場合

イ 見積数量が適正でない場合

ウ 材料、製品等について品質及び規格が適正でない場合

エ 労務単価等が適正でない場合

オ 安全対策の確保が適正でない場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又は調査対象入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められる場合は、当該調査対象入札者を落札者等としないものとする。

（低入札価格調査の結果についての通知）

第12条 市長は、第10条第3項の規定による報告を受けたときは、低入札価格調査の結果について、低入札価格調査結果通知書（様式第16号）により調査対象入札者に通知するものとする。

（調査対象入札者の次順位者への準用）

第13条 入札執行者は、最低価格入札者が第7条第2項の規定により失格となった場合又は第11条の規定により調査対象入札者を落札者等としないこととした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下この条において「次順位者」という。）を落札者等とする。ただし、次順位者の価格が調査基準価格を下回るときは、第8条から前条までの規定を準用するものとする。この場合において、第8条、第11条及び前条中「調査対象入札者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。

（適正な施工の確保）

第14条 監督員は、調査対象入札者が落札者等となった場合は、適正な施工を確保するため、工事
施工計画書等の提出を求め、記載内容に沿った施工が確実に実施されていることを随時確認する
とともに、適切な指導を行うものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月21日から施行する。

附 則 (平成29年4月26日告示第130号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年5月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をした建設工事
については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月5日告示第145号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日告示第132号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第94号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の一部改正)

- 2 鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示（令和3年鴻巣市告示第20号）の一部
を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和7年3月28日告示第132号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

入札執行者

低入札価格調査通知書

貴社が先に入札した次の工事について、低入札価格調査の調査対象入札者となりましたので、持参により資料を提出してください。なお、提出期限までに当該資料の提出がなかったときは失格となりますので、あらかじめ御了承ください。

1 開札日 年 月 日

2 工事名

3 提出期限 年 月 日

4 提出先

5 提出資料

- (1) 積算理由等申出書
- (2) 直接工事費に係る内訳書
- (3) 共通仮設費に係る内訳書
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 労務者の確保計画
- (6) 下請負契約（１次）の予定
- (7) 過去に施工した公共工事の成績
- (8) 手持ち資材の状況
- (9) 資材調達先及び入札者との関係
- (10) 誓約書

様式第 2 号（第 8 条関係）

積算理由等申出書

所在地
入札者 商号又は名称
代表者氏名

（担当者 連絡先電話番号 ）

工 事 名		入札価格(税抜)
工事場所		円
1 当該価格で入札した理由及び入札価格について 2 手持ち工事等の状況 3 労務者の確保計画 4 下請負契約（1次）の予定 5 過去に施工した公共工事の成績 6 手持ち資材の状況 7 資材調達先及び入札者との関係		

注 当該価格で入札した理由を、別添様式（様式第 3 号から様式第 1 0 号まで）の資料を根拠に分かりやすく記入すること。

様式第3号（第8条関係）

直接工事費に係る内訳書

工 事 名 _____

工事場所 _____

入札者の名称 _____

費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接工事費計					

注 入札時に提出した入札金額見積内訳書の直接工事費（税抜き）について、設計図書と同項目で内訳明細書を作成すること。（設計図書と項目が一致すれば自社様式も可とする。）

様式第 4 号（第 8 条関係）

共通仮設費に係る内訳書

工 事 名 _____

工事場所 _____

入札者の名称 _____

費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
共通仮設費計					

注 入札時に提出した入札金額見積内訳書の共通仮設費（税抜き）について、より詳細な内訳明細書を作成すること。（設計図書と項目が一致すれば自社様式も可とする。）

様式第 5 号（第 8 条関係）

手持ち工事等の状況（対象工事現場付近及び対象工事関連）

入札者の名称

発注者	工事等の名称	工事場所	工期	請負金額(円)	主任技術者又は 監理技術者氏名

注 1 契約書の写し等を添付すること。

2 当該工事と同種又は同類の工事及び当該工事の現場付近（半径 10 km 程度）の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載すること。また、縮減できる根拠を様式第 2 号に記載すること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

労務者の確保計画

入札者の名称

工種	職種	員数	下請会社との関係 及び下請会社名等

注 1 自社労務者と下請労務者を区分し、自社労務者の員数については
（ ）で内書きにすること。

2 下請会社との関係を記入すること。

様式第 7 号（第 8 条関係）

下請負契約（１次）の予定

入札者の名称

- 1 下請負契約予定の有無 有 ・ 無 （どちらかを○で囲んでください。）
- 2 下請負契約の予定（予定が有る場合は記入してください。）

下請負契約の内容	下請負契約の金額（円）	下請負契約の相手方 （商号・代表者氏名・所在地）
合 計	円	

注 1 見積書・契約書の写し等、記載内容の根拠となるものを添付すること。

2 自社施工分以外は全て記入すること。

様式第 8 号（第 8 条関係）

過去に施工した公共工事の成績

入札者の名称

発注者	工事等の名称	工期	金額（円）	工事成績 評定点	備考

注 1 当工事の公告日又は指名の通知を受けた日から起算して過去 3 年以内（契約工期の終期を基準とする。）の実績について、主に同種・同類の工事を記入すること。

2 工事成績評定点については、工事成績通知書等の写しを添付すること。

3 過去に施工した工事等で低入札価格調査の対象となったものがある場合は、該当する工事等の備考欄に「低入札価格調査該当」と記入すること。

様式第 9 号（第 8 条関係）

手持ち資材の状況

入札者の名称

品名	規格・型式	単位	手持ち 数量	本工事での 使用予定量	不足数量の 調達方法	備考

注 1 手持ち資材の状況について、当該工事で使用する資材を記入すること。

2 当該工事に使用する資材の写真（全景・個別）を添付すること。

様式第10号（第8条関係）

資材調達先及び入札者との関係

入札者の名称

[illegible]

注1 「関係」欄には、購入予定業者との関係を記入すること。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等

2 購入予定業者との関係を証明できる書類等（関係を証明する規約、資本関係を示す書類等）を添付すること。

3 購入予定業者の見積書等を添付すること。

誓 約 書

（宛先）鴻巣市長

次の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となりましたが、下請予定業者、資材納入予定業者等の見積金額を正当な理由なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることはいたしません。

また、関係法令を遵守するとともに、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事を行いません。

以上のとおり誓約します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 申込みに係る金額（税抜き）
- 4 入札日

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

入札執行者

低入札価格調査依頼書

次の工事について、調査基準価格を下回る入札がありましたので、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、調査をお願いします。

なお、調査結果については、 月 日までに回答をお願いします。

1 工事名

2 開札日 年 月 日

3 添付書類

(1) 開札記録の写し

(2) 入札金額見積内訳書

(3) 調査対象業者提出資料（様式第 2 号～様式第 1 1 号）

(4) 低入札価格調査報告書（様式第 1 3 号）

年 月 日

入札執行者 様

事業主管課長

低入札価格調査報告書

年 月 日付けで依頼のありました件について、次のとおり報告します。

1 工事名

2 調査結果 契約の内容に適合した履行がされないおそれが

1 ない 2 ある

（数字を○で囲んでください。）

3 理由 別紙（低入札価格調査の概要）のとおり

別紙

低入札価格調査の概要

工 事 名

調査対象入札者の名称

所 在 地

	調査項目	報告
1	当該価格で入札した理由について	
2	手持ち工事等の状況	
3	労務者の確保計画	
4	下請契約（１次）の予定	
5	過去に施工した公共工事の成績 （成績状況）	
6	手持ち資材の状況	
7	資材調達先及び入札者との関係	

様式第 1 4 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

鴻巣市低入札価格調査委員会
委員長 様

入札執行者

低入札価格調査審査依頼書

年 月 日付けで事業主管課長より報告のありました次の
工事の低入札価格調査につきまして、審査及び判定を依頼します。

- 1 工事名
- 2 調査対象入札者
- 3 事業主管課
- 4 審査期限
- 5 添付書類
 - (1) 低入札価格調査報告書
 - (2) 低入札価格調査審査結果書

年 月 日

鴻巣市長

様

鴻巣市低入札価格調査委員会
委員長

低入札価格調査審査結果書

年 月 日付けで報告のありました次の工事に係る低入札
価格調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので報告します。

1 工事名

2 調査対象入札者

3 審査結果 契約の内容に適合した履行がされないおそれが

1 ない 2 ある

（数字を○で囲んでください。）

4 理由

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



低入札価格調査結果通知書

貴社が先に入札した次の工事について、鴻巣市低入札価格調査実施要綱に基づき提出された資料を調査した結果、次のとおり決定したので通知します。

☐ 当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされると認められますので、貴社を ☐ 落札候補者に決定しました。
☐ 落札者に決定しました。

☐ 当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められますので、貴社を落札者等としないことに決定しました。

1 開札日 年 月 日

2 工事名